

【参考】

○「公営住宅管理標準条例(案)について」(H8.10.14 付け住宅局長通知)(抄)

(住宅入居の手続)

第 10 条 県(市)営住宅の入居決定者は、決定のあった日から 10 日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

一 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事(市長)が相当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

二 (略)

2 (略)

3 知事(市長)は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4～6 (略)

(説明)

本条は、県(市)営住宅の入居手続を規定したものである。(略)

請書には、保証人の連署を必要とすると規定したが、保証人をつけることを要件としなくても差し支えないし、逆にこれを連帯保証人とすることも差し支えない。

第 3 項では、保証人を免除する場合について規定した。保証人になってくれる人がいない場合でも、本人に家賃の支払いその他賃貸借契約に基づく債務の履行について誠意と能力があると認められるときは、保証人は必ずしも要しないからである。また、公営住宅が住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図ることをその役割としていることに鑑みると、入居者の努力にかかわらず、保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行うべきである。(略)